

千葉県報

号外
令和7年5月2日

主要目次

告示

○ 木更津港港湾計画の変更の概要

一

告

示

千葉県告示第三百十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項の規定により定めた木更津港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。

令和七年五月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 港湾計画の変更の概要

平成二十二年千葉県告示第三百七十六号（木更津港港湾計画の変更の概要）によりその概要を告示した木更津港港湾計画について、輕易な変更をした事項は、次のとおりである。

1 木材取扱施設計画（削除）

地区名	港湾施設
木更津南部	既定計画を削除する

2 水域施設計画（追加）

航路

地区名	水深（メートル）	幅員（メートル）
木更津南部	五・五	三五〇

3 小型船だまり計画（変更）

（一）防波堤（波除）

地区名	延長（メートル）
木更津南部	一二七

（二）泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
木更津南部	五・五	一四

（三）岸壁

既設一ヘクタールを廃止する

4 土地造成及び土地利用計画（変更）

（四）埠頭用地

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
木更津南部	公共	五・五	一	一般船用

地区名	土地造成面積（ヘクタール）	土地利用面積（ヘクタール）	用途
木更津南部	二	三一	埠頭用地

二

港湾計画の縦覧の場所
千葉市中央区市場町一番一号 千葉県県土整備部港湾課

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八